

岐阜県契約後 V E 方式の試行要領

(平成18年3月14日 工検第220号)

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県が契約を締結した建設工事のうち、請負者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案(以下「V E 提案」という。)を受け付ける契約後 V E 方式の試行に係る事項を定めたものである。

(対象工事)

第2条 一般競争入札方式又は指名競争入札方式の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待できるものであり、かつ、知事が必要と認めた工事。

(提案を求める範囲)

第3条 V E 提案を求める範囲は、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる V E 提案は、原則として含めないものとする。

- 一 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- 二 岐阜県公共工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- 三 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

(提案の提出期間等)

第4条 V E 提案の提出を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する25日前までとする。なお、V E 提案の回数は原則として一回とするが工事の実情に照らし適宜対応することができるものとする。

2 提出書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 契約後 V E 提案書 (様式 - 1)
- 二 契約後 V E 提案概要書 (様式 - 2)
- 三 契約後 V E 提案による概算縮減額算出表 (様式 - 3)
- 四 その他詳細資料及び図面

(提案の審査・採否等)

第5条 発注者は、V E 提案の審査を行うために、契約後 V E 審査委員会(以下「V E 委員会」という。)を設けるものとする。

2 V E 委員会設置要領(準則)を別紙1のとおり定めるものとする。

3 V E 委員会の構成員は、原則として、別表に掲げる職にある者とする。

4 V E 委員会は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

5 V E 提案の審査にあたっては、提出された V E 提案書の内容について、施工の確実性、安全性の確保、設計図書と比較した経済性、機能性等について審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

(提案の採否の通知)

第6条 V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後20日以内に契約後 V E 提案採否通知書(様式 - 4)により通知するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(提案の公表)

第7条 採用された V E 提案については、原則として、公表するものとする。ただし、公表内容については、事前に請負者の同意を得るものとする。その他の公表については、請負者との協議により適宜決めるものとする。

(工期の変更)

第8条 発注者は、V E 提案されたことにより、請負契約に定める工期について変更が必要と判断した場合は、請負者と協議の上、工期の変更をすることができるものとする。

(V E 提案を採用した場合の設計変更等)

第9条 V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額(消費税相当額を除く)が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

4 V E 提案を採用した後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則変更しないものとする。ただし、発注者及び請負者の双方の責に帰することができない事由(不可抗力や予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事縮減額が減少した場合においては、双方の協議により定めるものとする。

(契約後 V E 縮減額証明書の発行)

第10条 発注者は、請負者から、契約約款第32条に基づく請負代金の支払請求がなされた場合には、請求から14日以内に契約後 V E 縮減額証明書(様式 - 5)(以下「証明書」という。)1部を発行する。

2 証明書には、工事名、工事場所、請負業者名とその建設業許可番号、工期、最終請負代金額、V E 提案による工事費の縮減額を記載する。

3 証明書記載事項である「V E 提案による工事費の縮減額」については、設計変更における V E 管理費に消費税相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を計上し、記載する。

4 請負者が共同企業体の場合、証明書(様式 - 6)は、共同企業体の構成員の数と同部数発行する。

(提案内容の活用と保護)

第11条 当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

2 前項に規定する内容については、入札説明書、特記仕様書等において記載することにより、建設業者等に周知するものとする。

(責任の所在)

第12条 発注者が V E 提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った請負者の責任が否定されるものではない旨を入札説明書、特記仕様書等に記載することにより、建設業者等に周知するものとする。

(契約約款の特約事項)

第13条 対象とされた工事については、契約後 V E 方式である旨を契約書(契約約款)に示すものとする。(記載例を別紙2- に示す。)

(入札公告または指名通知及び特記仕様書に明示する事項)

第14条 V E 提案を求める場合において、入札公告または指名通知に、次の各号に掲げる事項を明示する。(記載例を別紙2- に示す。)

一 契約後 V E の対象工事であること。

二 詳細を特記仕様書で明記していること。

2 前項と同様の場合において、特記仕様書に、この要領の第3条、第4条、第5条第5項、第6条、第7条、第9条、第11条及び第12条に関することを明示する。(記載例を別紙3に示す。)

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

別表 契約後 V E 審査委員会

(本庁における土木工事の場合)

委員長	工事担当課長
委員	工事担当部の課長で委員長が指名する者 工事担当事務所長 技術検査課長 技術検査課建設技術企画監 技術検査課検査監で委員長が指名する者

(本庁における建築工事、電気工事、機械設備工事等の場合)

委員長	工事担当課長
委員	工事担当事務所長 公共建築住宅課長又は技術検査課長 公共建築住宅課設備管理監 公共建築住宅課建築企画監 技術検査課長又は検査監で委員長が指名する者

(土木事務所の場合)

委員長	事務所長
委員	副所長 指導検査監 (指導検査監を置かない事務所では工事担当課長) 工事担当課長 (指導検査監を置かない事務所では工事担当課長以外の技術課長で委員長が指名する者) 工事担当課長以外の技術課長で委員長が指名する者 工事担当チーフ

(農林事務所の場合)

委員長	事務所長
委員	副所長 (副所長を置かない事務所では農業振興課長) 農業振興課長 (副所長を置かない事務所では工事担当課長以外の技術課長で委員長が指名する者) 工事担当課長 工事担当課長以外の技術課長で委員長が指名する者 (副所長を置かない事務所では工事担当チーフ以外の技術チーフで委員長が指名する者) 工事担当チーフ

(建築事務所の場合)

委員長	事務所長
委員	建築課長 営繕管理担当チーフ() 技術職員で委員長が指名する者3名 飛騨建築事務所にあつては建築担当チーフ

(工事事務所の場合)

委員長	事務所長
委員	工務課長 近隣の土木事務所技術課長で委員長が指名する者3名 工事担当係長() 工事担当係長が工務課長と兼務している場合にあっては、近隣の土木事務所技術チーフで委員長が指名する者

(水道事務所の場合)

委員長	事務所長
委員	副所長(技術担当) 工務課長 工事担当課長 工事担当課長以外の技術課長で委員長が指名する者 工事担当係長

(浄水事務所の場合)

委員長	事務所長
委員	建設課長 維持管理課長 工事担当チーフ 工事担当チーフ以外の技術チーフで委員長が指名する者2名

契約後 V E 審査委員会設置要領（準則）

（目的）

第 1 条 行う一般競争入札方式及び指名競争入札方式において、契約後に施工方法等に関する技術提案を受け付ける方式について、技術提案等を審査することを目的に契約後 V E 審査委員会（以下「V E 委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 V E 委員会は、請負者から提出された V E 提案書に基づき、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

（組織）

第 3 条 V E 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表 に掲げる者をもって構成する。

（会議）

第 4 条 委員長は、V E 提案書が提出されたときは、速やかに V E 委員会の会議を開催するものとする。ただし、委員長に事故等があるときには、 がこれを代行する。
2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開催することができない。
3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
4 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聴くことができる。
5 会議は非公開を原則とする。

（事務局）

第 5 条 V E 委員会の事務局は 課が務める。

（雑則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、V E 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年 月 日から施行する。

契約書（契約約款）に追加すべき項目（要領第12条関係）

（設計図書の変更に係る乙の提案）

第19条の2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

入札公告及び指名通知に追加すべき項目（要領第13条第1項関係）

（入札公告）

7 その他

(1) 談合情報があった場合は、・・・

・・・

() 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事です。詳細は特記仕様書を参照してください。

（指名通知）

14 その他

(1) 郵送による入札は認めません。

・・・

() 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事です。詳細は特記仕様書を参照してください。